

合理的配慮の提供に関する資料について

1 資料の位置づけ

障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、本市ではその実効性を高めるため、令和7年6月から「合理的配慮の提供に関するチェックリスト」の運用を開始しました。このチェックリストは、事業者が適切かつ円滑に「合理的配慮の提供」を実践できるよう、必要な環境の整備や具体的な支援の内容を記載しており、設計者及び事業者を確認、署名を求めているものです。福祉のまちづくり条例で掲げる整備基準の遵守を促進するため、事業者に対し設計段階における事前協議に際し、チェックリストの提出を義務付けています。

本資料は、事業者における合理的配慮の提供の理解促進をより一層高めることを目的に、チェックリストと一体的に運用するためのものとして位置付けるものです。

2 合理的配慮の提供に関する資料

別紙3-1のとおり

(参考) スケジュール

令和7年8月22日	第8回専門委員会
8月25日	第54回推進会議にて検討(継続)の報告
10月23日	第9回専門委員会開催
令和8年4月1日 (予定)	運用開始